

和歌山県中小企業振興条例の概要

平成25年12月26日
公布・施行

【目的(第1条)】

本県経済において重要な役割を果たす中小企業の振興に関して、「基本理念」、「県をはじめとする各関係主体の責務や役割」、「県の施策の基本方針」等を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、「本県経済の持続的な発展」と「県民生活の向上」に寄与する。

【基本理念(第3条)】

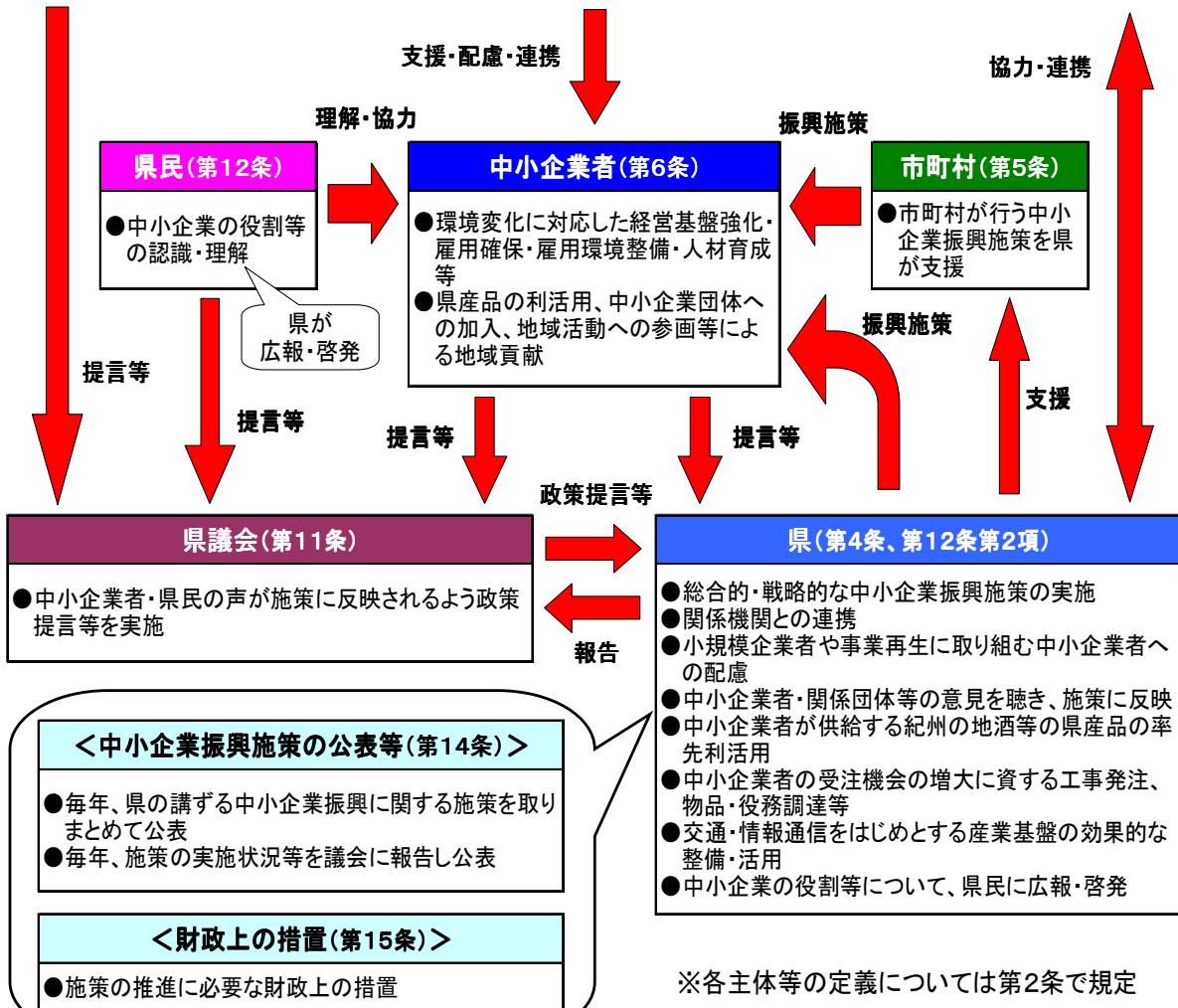
- (1) 中小企業者の創意工夫・自主的努力が促進されることを基本とし、その成長が図られること
- (2) 中小企業が地域経済活性化・雇用創出に貢献し、地域社会の担い手として県民生活を支える重要な存在であるという基本的認識を持つこと
- (3) 地域に集積された豊富な人材や優れた技術、豊かな自然や歴史、文化といった観光資源、多種多様で高品質な農林水産物など、本県が有する地域資源の活用を図ること

【県の施策の基本方針(第13条)】

- (1) 経営革新の促進及び経営基盤の強化
- (2) 製品開発及び販路開拓の支援
- (3) 創業及び新たな事業の創出の促進
- (4) 事業活動を担う人材の育成及び確保
- (5) 資金供給の円滑化
- (6) 知的財産の活用及び産学官連携
- (7) 国際的視点に立った事業展開の促進
- (8) 中小企業者の事業活動の振興に資する企業誘致の促進
- (9) 農商工連携及び6次産業化並びに医療福祉分野等との連携の促進
- (10) まちの賑わいにつながる商業振興の促進
- (11) 中小企業者の製品や技術等に関する情報の発信

【各関係主体の責務・役割等(第4条～第12条、第14条、第15条)】

中小企業団体(第7条)	大企業者(第8条)	金融機関(第9条)	大学等(第10条)
●経営向上への積極的な取組	●事業活動を通じて中小企業振興に配慮	●資金需要への対応 ●経営向上への配慮	●中小企業と連携した研究開発の推進等



※各主体等の定義については第2条で規定